

2020（令和2）年4月17日

学生各位

学生部学生課

2020年度 前期授業料等の延納手続きの延長について

やむを得ない事情により2020年4月30日（木）までに授業料等の納入が困難な場合、4月20日（月）正午までに延納申請をしていただくようご案内をしていました。緊急事態宣言の発出に伴い、4月18日（土）～5月6日（水）まで大学施設内の入構が禁止となり、事務室も閉室します。そのため、延納の申請期間を**5月8日（金）正午**まで、延長いたします。

また、当初延納許可者には5月中旬に通知書を郵送する予定でしたが、**6月上旬に通知書を郵送**させていただきます。

【延納の申請方法】

- ①. 学内ポータルのメニュー「学費延納WEB申請」に必要事項を入力して、最終画面（申請用紙）を印刷してください。
- ②. 印刷した申請用紙に本人および保護者がそれぞれ自筆で記名・押印した上で、学生課宛に郵送してください。
（**申請用紙の提出方法は原則、郵送**でお願いいたします。）

※ 延納の申請期間 4月1日（水）9:00 ～ 5月8日（金）正午
（この申請期間内に上記①②を完了してください）

- ③. 延納の許可者には**6月上旬**に通知書を郵送します。
7月20日（月）までに前期授業料を納入してください。

以上